

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学基金規程

平成23年9月20日
規程第 4 号

(設置)

第1条 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）に、奈良先端科学技術大学院大学基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、世界トップレベルの教育研究拠点の形成に向け、本学における教育研究、社会貢献及び国際交流の一層の推進並びに教育研究環境の整備充実を図ることを目的とする。

(基金の事業)

第3条 前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学生の修学を支援する事業
- (2) 留学生を支援する事業
- (3) 教育研究のグローバル化を推進する事業
- (4) 社会との連携や社会貢献のための事業
- (5) その他基金の目的達成に必要な事業

(基金委員会)

第4条 基金に関する重要事項を審議するため、奈良先端科学技術大学院大学基金委員会（以下「基金委員会」という。）を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 理事
 - (3) 研究科長
 - (4) 各領域長
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 2 基金委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。
3 委員長は、基金委員会を主宰する。
4 基金委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(基金の構成)

第5条 基金は、寄附者からの寄附による資金及びその運用によって生じる果実等をもって構成する。

(特定基金)

第6条 特定の事業に係る寄付を募るため、基金に特定基金を置くことができる。

2 特定基金の運営に関する事項は、別に定める。

(謝意表明)

第7条 学長は、寄附者に謝意を表明する。

2 謝意の表明に関し必要な事項は、別に定める。

(寄附の受入れ及び管理)

第8条 寄附の受入れは、基金委員会の審査を経て、決定する。ただし、基金委員会の定めるところにより、審査を省略することができる。

2 基金における寄附の受入れ及び管理については、この規程に定めるもののほか、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学寄附受入及び管理取扱規程(平成16年規程第81号)及びその他関係規程に準じて取り扱う。

(事業年度)

第9条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務)

第10条 基金に関する事務を担当するため、奈良先端科学技術大学院大学基金事務室を置き、その庶務は企画・教育部企画総務課で処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成23年9月20日から施行する。

2 第9条の規定にかかわらず、平成23年度の事業年度は、平成23年10月1日に始まり、平成24年3月31日に終わるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。